

江南市立宮田中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

学校において、いじめはどの学級にも、どの生徒にも起こりうるものであるという基本的認識に立って、いじめる生徒に対して、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を徹底させる適切な指導を行う必要がある。また、いじめられる生徒たちを徹底して守り通すことが大切である。そのためには、いじめの問題の重大性を全ての教職員が認識し、校長を中心に、組織としてこの問題を解決していかなければならない。更には、いじめ問題を隠さず、社会全体の問題として考え、学校・家庭・地域社会、各専門機関と連携を取り、生徒一人一人に寄り添った指導をしていかなければならない。何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒に対して、当該生徒と一定の関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身に苦痛を感じているものをいう。

3 いじめに対する未然防止・早期発見の取組

教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。また、各教科担任は、生徒の状況に応じて個々の努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ア 「ケータイ・スマホ安全教室」や「サイバー犯罪防止教室」等の情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

イ いじめゼロ委員会が主体となっていじめゼロ新聞を発行したり、「宮中生の笑顔のための憲章」を呼びかけたりするなどの啓発活動を推進する。

「宮中生の笑顔のための憲章」

- ・ ふわふわ言葉をかけあう
- ・ 思いやりの心をもって助け合う
- ・ 誰とでも平等にふれあう
- ・ あいさつの輪を広げ合う
- ・ 互いにそばにいて支え合う

ウ 生徒の様子を観察するとともに、毎日学級担任との生活交換日記「夢等咲き（むらさき）」を行い、生徒の心の変容や小さなサインを見逃さないように努める。変容やサインを把握した際は、該当生徒に声をかけて確認をする。

エ 年間3回の教育相談前に「生活やいじめについてのアンケート」を実施したり、年間2回学校生活満足尺度を測る「Q-Uアンケート」を実施したりして、生徒の心の健康状態を把握する。また、結果を分析して、生徒支援に役立てる。

4 いじめが起きた際の対応図

